

令和6年度 事業計画

理 念 ～ しあわせに生きる ～

障害の有無に関係なく、共に生きる地域社会の一員として認められ、それぞれの地域で誇り高く、安心して暮らせることは誰もが願うことです。

NPO法人スマイルは、障害のある人やその家族に寄り添い、『みんなの笑顔、みんなのしあわせ』を応援します。

1 運営方針

障害のある人やその家族が、生きやすく安心して心豊かに生活することができるよう、制度の充実はもとより、制度に嵌らない狭間にある福祉課題、福祉ニーズの解決を図るよう啓発活動、社会資源の開発に努めます。

また、法人は、地域社会の一員としての自覚を持ち、責任を果たすため、事業の推進、支援の質向上に努めます。

2 重点実施項目

令和6年度は、引き続き以下の事業を安定的に実施することに努め、障害者及び障害児とその家族に対する相談活動、サービス提供の推進充実を図るとともに、会員相互、一般住民に向けて障害理解のための研修事業に積極的に取り組みます。

① 障害者及び障害児の福祉に関する事業（第2種社会福祉事業）

i 生活介護事業所スマイルの運営

<基本方針>

利用者が安心して通うことができ、地域社会の一員として、ボランティアをはじめ、地域、住民との交流を大切に、利用者がいきいきと活動し、他施設、関係機関・団体と連携、協力のもと、利用者、家族が長きに亘り安心につながるよう支援を行います。

- ◆一人ひとりの自信につながるように「生きがい、やりがい」が持てる活動の提供。
- ◆一人ひとりの自尊心を大切に、「幸せ」「喜び」を感じる心を育む活動の提供。
- ◆一人ひとりが尊重され、障害者とその家族が安心して暮らせるように、行政、関係機関・団体、施設等と連携を密にし、「つなぐ」役割を果たす。

<重点項目>

- (1) 本人の望む生活、夢を叶えるための個別支援計画に基づく支援を提供します。
- (2) (1)のため、相談支援、福祉サービス事業所をはじめ、関係機関・団体との連携強化を図ります。
- (3) 支援の質向上のため、職員確保、育成に努めます。

- (4) 地域、他施設等との交流を進めます。
- (5) 災害時に迅速に対応できるよう防災訓練を定期的実施します。
(7月・10月)

<サービス提供日・時間>

月曜から金曜(祝日含む) 10時00分~16時00分

ii 放課後等デイサービス スマイルピースの運営

<基本方針>

就学中の障害児に対して、放課後や休日、夏休みなど長期休暇中において、家庭、学校との連携を強化し、日常生活上での能力向上のための支援を継続的に提供することにより、自信につながるよう支援します。

また、集団生活を楽しみながら、障害の特性や程度、生活実態に応じ、その児童なりの表現を大切に自立の促進、生活の質の向上につながるような支援に努めます。

児童もその家族も尊重され、心豊かな暮らしが続けられるよう、必要な時に必要な支援が提供できる事業所を目指します。

- ◆障害の有無に関わらず、子供たちが楽しく、いきいきと成長できるよう安心・安全な放課後等に過ごせる場所を提供。
- ◆子供たちが「やったー」「うれしい」「楽しい」と感じられるような体験の場を提供。
- ◆子供とその保護者が笑顔で、この地域に住んでいて良かったと思えるように行政、関係機関・団体、施設等と連携を密にし、「つなぐ」役割を果たす。

<重点項目>

- (1) 児童、保護者に安心して利用してもらえるよう連絡を密に、サービスの質の向上に努めます。
- (2) 家庭、学校、相談支援従事者と支援のための情報を共有し、個別支援計画に反映します。
- (3) 個別課題、ニーズに応えるため、相談支援機関をはじめ、関係機関・団体と連携を強化します。
- (4) 人材確保、人材育成に努め安定した支援が提供できるよう体制を強化します。
- (5) 災害時に迅速に対応できるよう防災訓練を定期的実施します。(7月・10月)

<サービス提供日・時間>

(放課後) 月曜から金曜 放課後~17時30分

(学校休業日) 月曜から金曜 9時00分~17時00分

(地域生活支援事業)

iii 地域活動支援センター「さんぽ」の運営(京丹波町委託)

<運営方針>

地域活動支援センター「さんぽ」は、京丹波町から委託を受け、本町で暮らす障害者等を対象に、障害者等の自立と社会参加の促進を図ることを目的に、日常生活支援、創作的活動及び生産活動の機会の提供並びに地域交流活動等を行います。

また、関係機関との連携を図り、各々利用者に応じたサービスを提供し、利用者が望む自分らしい生活が送れるように支援します。併せて、障害者に対する理解を深めるための啓発活動を行います。

<重点項目>

- (1) 誰もが気兼ねなく出入りができ、居心地のよい雰囲気、環境づくりを心掛けます
- (2) 利用者が望む生活、また社会の中で孤立することのないように医療・福祉関係者等と連携します。
- (3) 個々の利用者に応じた相談機能の向上に努めます。
- (4) 地域住民、ボランティアなど理解者、協力者の輪を広げます。
- (5) 他機関・団体と共同し、プログラムの充実に努めます。
- (6) 利用者、住民に対し有益な情報提供をするための広報を発行します。
- (7) 当事者団体の支援に努めます。

<開所日・利用時間>

月曜から金曜 9時00分～17時00分

iv 日中一時支援事業(京丹波町委託)

障害者等の日中における活動の場を確保することにより、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族等の一時的な休息の確保並びに障害者等の日常生活を支援するために実施します。

<提供日・時間>

- ① 平日 16時00分～17時30分(対象：生活介護事業所スマイル利用者のみ)
- ② 祝日・第二土曜日 9:00～17:00(利用契約に基づいた利用者に対する職員配置が整う場合のみ開所する)

v 相談活動

障害者とその家族の困りごと・心配ごと相談を随時受け付け、相談に応じるとともに、相談支援専門員等関係機関につなぎます。

② 地域住民と障害者（児）との交流事業

地域活動支援センターで行う行事や事業所で行う行事、地域の行事に参加し、地域住民と交流をします。

③ 障害者（児）福祉推進のための啓発活動

地域活動支援センターを拠点に、福祉学習、各種行事、広報の発行等行います。

④ 社会資源づくり

制度の狭間にある福祉課題、福祉ニーズを解決するための人づくり、社会資源づくりに努めます。

⑤ ひきこもり当事者とその家族の支援

- ・京都府青少年ひきこもり訪問支援「チーム絆」との連携
- ・京丹波町社会福祉協議会が運営実施するひきこもり居場所支援「にじの家」との連携
- ・不登校・ひきこもりを考える「なんたん子ども若者ネットワーク会議」との連携